

新型コロナウイルス感染症対応消毒応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、町内の事業所等に新型コロナウイルス感染症の感染者（以下「感染者」という。）発生後の消毒に係る負担を軽減し、かつ、感染者の増加を防止するため、新型コロナウイルス感染症対応消毒応援補助金（以下「消毒応援補助金」という。）を交付することにより、事業所等での感染防止対策を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(2) 事業所等 事業の用に供する建築物等であつて、町内に存する店舗等をいう。

(3) 事業者 事業所等を有する法人又は個人事業者（事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。

(補助対象者)

第3条 消毒応援補助金の支給を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、事業所等において感染者の発生又は外部感染者の利用が判明してから概ね1週間以内に消毒している事業者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 消毒応援補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が新型コロナウイルス感染症対策として、事業所等の消毒作業に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 消毒応援補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度として予算の範囲内で交付する。

2 補助対象経費に対し、国、地方公共団体その他の団体から別に助成措置等を受けたときは、当該補助対象経費から当該助成措置等の額を控除する。

(補助金の交付申請)

第6条 消毒応援補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の費用に係る領収書等、経費を証明する書類
- (2) 消毒を実施している範囲の分かる作業写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、回数は定めない。

(補助の期間)

第7条 補助を行う期間は、令和3年度限りとする。

(その他)

第8条 その他の事項については、池田町補助金等交付規則(平成2年規則第34号)及び池田町補助金等交付基準(平成16年制定)に基づき処理する。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。